

標準共済システムの
プログラム改修の委託
(子ども子育て支援金対応等)

仕様書

文部科学省共済組合ほか18共済組合

2025年8月

1. 件名

標準共済システムのプログラム改修の委託（子ども子育て支援金対応等）

2. 目的

政府の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（ＩＴ戦略本部）が平成１５年８月８日に決定した「e-Japan重点計画２００３」においては、国家公務員共済組合が行う業務（以下「共済業務」という。）は、ＣＩＯ連絡会議の下、財務省が中心となって必要な業務の見直しを行うこととされた。これを受け、平成１６年７月３０日に「共済業務・システム最適化計画」（ＣＩＯ連絡会議決定）が作成された。

この計画では、共済業務の見直しを行うとともに、国家公務員共済組合における事務については、１９の国家公務員共済組合（以下「共済組合」という。）が共通で利用できるシステム（以下「標準共済システム」という。）の整備・導入を図ることが謳われた。

標準共済システムは、この決定に基づき、共済業務・システムの最適化を実現する共済組合共通のシステムとして２００６年度末までに設計・開発を完了し、２００７年度から標準共済システムの保守及び改修等を行い、２０１９年度末には新システムへの移行が完了し現在に至っている。

この標準共済システムは、現在、資格管理機能、掛金・負担金管理機能、短期給付機能、事業報告機能、財務会計（経理）機能及び貸付管理機能を有している。

本仕様書は、標準共済システムの子ども子育て支援金対応等のためのプログラム改修について、受託者が遵守すべき事項を記述したものである。

3. 委託内容

(1) 共通事項

① 委託範囲及び体制

ア 別途交付する標準共済システムのプログラムコード、ツール及びドキュメント等の資産（以下「標準共済システムの既存資産」という。）をもとに、別紙１「改修機能等について」の機能を装備するために必要な一切の作業（設計、開発、各種試験、設計書・マニュアル作成、システム導入・運用・保守に関するガイドライン等の作成、その他各種調整作業を含む。）を委託する。（※）

※ 共済組合が本委託とは別に標準共済システムに対してカスタマイズ（本仕様書においては、パラメータ設定以外のアドオン、ソースコード改変を指す。）を行うようなことがあった場合は、当該カスタマイズ部分の改修等に関する一切の作業は本委託の対象外とする。

イ 本仕様書策定時点で想定している共済組合の体制は、別紙２「標準共済システムのプログラム改修に関する共済組合側体制（案）」のとおりである。

② プロジェクト管理等

ア 本委託に関する作業（プロジェクト管理等を含む。）は、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（令和７年５月２７日 デジタル社会推進会議幹事会決定）」、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和７年度版）（令和７年６月２７日 サイバーセキュリティ戦略本部）」等のドキュメントに従い進めること。

イ 受託者の作業標準は、「共通フレーム２００７（第２版） ＳＬＣＰ－ＪＣＦ２００

7」または「共通フレーム2013 SLCP-JCF2013」（以下「SLCP」という。）を取り入れたものを採用すること。

なお、本委託においては、SLCPにおける「1. 7 運用プロセス」(※) 及び「1. 8 保守プロセス」を主な対象とし、必要に応じて、「2. 支援ライフサイクルプロセス」等を含むものとする。

※ 「1. 7 運用プロセス」のタスクである「1. 7. 2 運用テスト」、「1. 7. 6 業務運用と利用者支援」を主な対象としている。

ウ 本委託の着手に当たっては、別途交付する「標準共済システムのプログラム保守等要領」、「保守ガイドライン」及び「運用管理設計書」並びに別紙1「改修機能等について」等に基づき、「標準共済システムのプログラム改修に係るプロジェクト計画書」を作成すること。

なお、当該計画書には、作業スケジュール、受託者業務実施体制、作業場所、セキュリティ対策、会議体等に関する記載を含めること。

エ 本委託の進め方及び作業スケジュール等の検討に当たっては、共済組合の作業負荷を軽減するよう配慮すること。

オ 本委託の進捗状況を常に把握し、共済組合の指示に従って1ヶ月に1回程度の定例的な打合せを設け、作業内容及び結果を報告すること。

なお、当該報告には、課題の管理に関する事項を含むものとする。

また、WBSの作成、出来高計画値（PV）の設定及びEVMによる進捗管理を実施すること。

カ 打合せを実施した場合は、終了後2営業日以内に議事録等を提出すること。

キ 共済組合への各種報告については、共済組合におけるシステムに関する知識・経験を考慮し、容易に理解できるように配慮すること。

ク 標準共済システムのプログラム改修に係るプロジェクト計画書、設計書及び報告書等の各種ドキュメントの種類、内容、報告の時期等は、事前に共済組合と協議すること。

③ その他

ア 本委託の実施に当たっては、必要に応じて関係者との各種調整（各共済組合間の意見調整、システム連携先との仕様調整等）及び打合せ開催（資料の作成及び説明等を含む。）を行うこと。

イ 本委託の実施に当たり、共済組合へのヒアリング等が必要となった場合は、実施すること。

ウ 業務の品質向上、保守の容易性等を考慮し、作業手順や成果物等は、標準共済システムの既存資産の規約類に基づき、標準化を行うこと。

エ 本委託の実施に当たっては、共済組合が定める各種規程、ルール等を踏まえた上で、事故・不正行為対策を講ずること。

オ 本委託の実施に当たり、必要な作業場所及び設備（改修で利用するシステム環境（以下「改修用システム環境」という。）を含む。）は、消耗品（納入用媒体等を含む。）を含め受託者が用意すること。

なお、改修用システム環境は、別途交付する「保守ガイドライン」に記載している

標準共済システムの動作環境等に関する要件を満たすものとするが、本仕様書（別紙を含む。）の内容を勘案し、本委託の実施に支障が無い範囲であれば、受託者は共済組合の承認を得た上で、安価な改修用システム環境の構成を採用することも可能とする。

カ 本委託の実施に伴い、「共済業務・システム最適化計画」に追加・変更すべき内容が生じた場合は、共済組合と調整の上、当該計画の改訂等の支援を行うこと。

(2) 改修

改修は、標準共済システムの既存資産の内容を確認の上、別紙 1「改修機能等について」の内容を対象として行うこと。

① 概要設計

- ア 改修対象とする要件について、実装に向けた確認・詳細化等を行うこと。
- イ 業務ルール、業務フロー、画面・帳票イメージ、外部インターフェース仕様書、インフラ概要設計等を作成・修正すること。
- ウ 共済組合が作成する各種規程案等について、技術的観点等から助言すること。
- エ 改修に当たり、パッケージソフトウェアの導入を前提とする場合は、次の事項について、共済組合に対して事前に十分な説明を行い、承認を得ること。
 - ・ 導入しようとするパッケージソフトウェア（設計書、マニュアル等関係するドキュメント類を含む。）の著作権等の権利関係
 - ・ パッケージソフトウェアの概要、機能、特徴、適用範囲、適用方法、導入実績、推奨理由、拡張性、継続性（パッケージソフトウェアのサポート体制）、接続性（他システムとの連携の容易性等）、制約条件等

② プログラム等の設計及び改修

改修による標準共済システムの既存資産への影響範囲を確認した上で、詳細設計及びプログラム改修を行うこと。その際、標準共済システムの既存資産との整合性や親和性の確認を行い、問題が生じる可能性がある場合には、その対処方針及び内容について共済組合と協議の上、決定すること。

③ テストの実施等

- ア 単体テスト、結合テスト及び総合テスト等の実施計画書、仕様書（案）及び結果報告書を作成すること。
- イ 受託者が準備する改修用システム環境を用いて行う総合テストの項目は、少なくとも次のテストの実施要否を検討すること。なお、具体的な総合テストの実施項目及び実施方法は、共済組合と協議の上、決定すること。
 - ・ 実際のシステム運用に合わせた全体の機能及び性能の確認（負荷テストを含む。）、システム運用マニュアルの検証を目的とした運用テスト（外部インターフェーステスト、改修プログラムのインストールテストを含む。）
 - ・ システム利用者の操作による総合的な機能検証及びシステム操作マニュアル・作業手順書の検証を目的としたユーザーテスト
 - ・ システムがセキュリティ要件を満たしているかどうかの検証を目的としたセキュリティテスト
 - ・ システム障害時における障害対応マニュアルの検証を目的とした障害テスト（復旧テストを含む。）

ウ 共済組合が実施する受入テストについて、共済組合の指示に基づき次の支援等を行うこと。

- ・ 受入テストの実施項目及び実施方法の検討支援
- ・ 受入テストの実施計画書及び仕様書の作成支援
- ・ 受入テストの実施・結果の取りまとめ支援

エ 受入テストの実施にあたって、受託者が準備する改修用システム環境を用いた受入テストの実施が必要となった場合には、受入テスト実施環境の構築、受入テスト用データ・マスタ内容の作成及びセットアップを行うこと。なお、受入テストの実施場所は、共済組合と協議の上、決定すること。

オ 受託者が準備した改修用システム環境と標準共済システムの動作環境等の差異に起因して、テストの実施及びその結果に問題が発生した場合には、受託者はその対応等の責を負うこと。

カ 本番環境を用いたテスト等は、必ず共済組合の立会いの下、稼動している他のシステムの運用を停止させることなく作業を行うこと。ただし、一時的に停止せざるを得ない場合は、共済組合と協議の上、その指示に従うこと。

④ ガイドライン、マニュアル等の作成

移行・導入作業、運用作業、保守作業のガイドライン及び操作・運用マニュアル等のドキュメントを作成・修正すること。

⑤ 配付物の作成及び配付

次の配付物を作成し、共済組合が別途指示する期日までに各共済組合（詳細は、別紙3の「標準共済システムの導入共済組合について」を参照。）へ配付するとともに、該当共済組合に対し移行・導入に向けた各種支援を行うこと。

- ・ 改修した資産
- ・ 配付物受領後の各種作業に関する作業手順書
- ・ インストール用プログラム（自動でプログラム差分チェックを行い、差分プログラムのみインストールできること。）

⑥ 移行・導入

上記⑤の配付物を用いて、改修プログラム等を各共済組合のシステム環境へインストールするとともに、データベース及びテーブル等の移行を行い、改修後の標準共済システムが正常に稼動できるようにすること。

また、標準共済システム導入作業中の共済組合が上記⑤の配付物を用いたインストール、データベース及びテーブル等の移行作業を行うに当たり、各種支援を行うこと。

⑦ 教育

ア 標準共済システムの既存資産に含まれている各種教育マニュアル等について、共済組合と協議の上、必要な修正を行うこと。

イ 本委託で実施する改修により運用操作が大きく変わる等教育が必要な場合は、当該処理に係る操作及び運用等に関して、教育実施計画書を作成すること。また、教育実施計画に基づき教育（操作マニュアル等による説明会（共済組合が霞が関近辺に会場を準備する予定）の開催）を実施すること。

ウ 教育を実施した場合には、当該教育の結果を踏まえて、各種教育マニュアル等に必

要な修正を加えること。

⑧ その他

ア 改修に当たり、標準共済システムの既存資産に改修が必要な場合は、関連するドキュメントやプログラムの改修を行うこと。

イ 今後の標準共済システムの保守及び改修において高い保守性・拡張性を求めることから、各機能の標準共済システムへの装備方式、管理方式について十分検討し、共済組合と協議すること。

なお、検討に当たっては、ドキュメント類の管理方式等を含むものとし、検討・審議結果は、インフラ関連の設計書等へ適切に反映すること。

ウ 新規追加プログラムのステップ数と既存プログラムの改修ステップ数、コメントステップ数と実ステップ数、開発言語別ステップ数及び改修対象となる既存プログラムの総ステップ数を報告すること。

なお、報告時期は共済組合と協議の上、決定すること。

4. 納入成果物

(1) 各種ドキュメントは、日本語で記載し、原則として Microsoft Word 及び Microsoft Excel の電子ファイルで作成すること。

(2) 3. (2) 改修の納入成果物に係る書式等は、標準共済システムの既存資産との整合を図ること。（必ずしも様式等を一致させる必要はないが、標準共済システムの既存資産と納入成果物の整合性が確認しやすいようにすること。）

(3) 納入成果物は、次のとおりとする。

- ① 標準共済システムのプログラム改修に係るプロジェクト計画書
- ② 標準共済システムソフトウェア（移行・運用・保守支援ツールソフトウェアを含む。）一式
- ③ 標準共済システム設計書、ガイドライン、マニュアル等 一式
- ④ 動作検証結果報告書
- ⑤ テスト計画書、テスト仕様書及びテスト結果報告書 一式
- ⑥ 教育実施計画書
- ⑦ 受託者が打合せ等において共済組合へ提示した資料 一式
- ⑧ その他必要なドキュメント等 一式

(4) 納入成果物は、CD等の記録媒体に記録し、19セット納入すること。（予備数は別途調整すること。）

なお、納入先は、共済組合の指定する場所とする。（東京23区内）

(5) 改修内容に対する共済組合への意見照会に必要な次の作業を行うこと。（意見照会時期は、共済組合と協議の上、決定すること。）

- ① 意見照会に必要な資料を作成すること。
- ② 意見照会の結果、共済組合から質問・意見等があった場合、共済組合と協議の上、納入成果物への反映を検討すること。また、意見等があった共済組合への回答の作成支援を行うこと。

5. 納入期限

最終納入期限は2026年3月31日（火）とする。

ただし、共済組合が別に納入期限を定める必要があるものについては、受託者と協議の上、納入期限を定めることとする。

6. その他

- (1) 本仕様書は受託者に業務遂行を求める最低限の基準を示したものであることから、本仕様書に明記していない事項であっても、本委託に必要と認められる事項は実施すること。
- (2) 本委託の詳細については、共済組合に確認すること。
なお、本仕様書の内容等に疑義が生じた場合は、共済組合と協議の上決定することとし、この場合、受託者は、当該協議に関する議事録等を作成の上、共済組合に確認を得ること。
- (3) 日本語での対応ができること。
- (4) 次の条件を満たす体制を確保できること。
 - ① ISO等の公的機関による認証（ISO9001等）若しくはこれと同等以上の品質管理制度を有している組織・部門が本作業を実施すること。
 - ② 本作業のリーダーは、プロジェクトマネジメントに関する公的資格を有すること。
 - ③ 体制には、資格管理、短期給付機能及び貸付管理機能を備えた公務員等共済組合向けシステム又は資格管理、短期給付機能及び貸付管理機能を有する類似システム等の設計・開発経験があり、資格管理、短期給付機能及び貸付管理機能の設計・開発に必要な共済業務に関する知識を有する者2名以上を含むこと。
- (5) 別途調達の「標準共済システムのプログラム保守等及びセンタ運用支援業務の委託」の受託者及び共済組合から、標準共済システムの既存資産に関する引き継ぎ等を受けることができること。
- (6) 別途調達の「標準共済システムのプログラム保守等及びセンタ運用支援業務の委託」の受託者及び共済組合に対して、本委託の納入成果物等に関する引き継ぎ等ができること。
- (7) 標準共済システムの監査等が実施された場合には、資料提供・問合せ対応等の各種協力ができること。
- (8) 本委託業務の履行にあたって市販流通品ソフトウェアを用いる場合においても、当該製品の不具合等により業務に支障が発生した際には、受託者の責任において早急な対応を行うものとする。
- (9) 受託者は、委託業務の全部又は管理部分を第三者に再委託してはならない。ただし、委託業務の適正な遂行を確保するために必要な範囲において、委託業務の一部を第三者に再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、受託者は、あらかじめ再委託先の情報を共済組合に提出し承認を得るとともに、再委託した業務に伴う再委託先の行為について全ての責任を負うこと。
また、受託者は、再委託先においても契約上受託者に求められる水準と同等の情報セキュリティ水準を確保するとともに、その旨を再委託先との約定に含めること。なお、受託者は、再委託先が実施する情報セキュリティ対策及びその実施状況について、共済組合に報告すること。
- (10) 受託者（委託業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託先を含む。以下、同じ。）

において、意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。なお、受託者は、不正行為の有無について定期的及び必要に応じて監査を行うとともに、不正行為が行われるリスクを回避するための試験を行い、意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等で原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備すること。

また、当該手順及び体制が妥当であることを証明するための書類を提出できること。

- (11) 委託業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、共済組合が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合、受託者は、共済組合が定めた実施内容に基づく情報セキュリティ監査を受け入れること。なお、共済組合が別途選定した事業者による情報セキュリティ監査でも受け入れること。
- (12) 受託者が共済組合施設内において作業を行う場合には、あらかじめ作業従事者名簿と作業計画書を提出し、共済組合の確認を得なければならない。なお、受託者は、作業従事者名簿等のとおりに共済組合施設内における作業が実施されたことを確認すること。
- (13) 受託者が「IT 製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」（経済産業省）に掲載される機器等（以下「機器等」という。）を用いる場合、Common Criteria（ISO/IEC 15408）の評価保証レベル（EAL）4 以上の製品を使用すること。なお、機器等において当該基準を満たす製品の使用が困難な場合は、使用を予定している機器等と当該基準の比較表を作成し、共済組合の確認を得た後、安全性及び信頼性の高い製品を使用すること。
- (14) 受託者が提出する資料、書面等により共済組合に報告された内容について、サプライチェーン・リスクが懸念され、これを低減するための措置を講じる必要があると認められる場合に、共済組合は受託者に是正を求めることがあり、受託者は相当の理由が認められるときを除きこれに応じること。なお、共済組合は、受託者の資本関係・役員の情報、業務の実施場所、委託業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績等に関する情報提示を求めることがあり、受託者はこれに応じること。

以 上